



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則 (管財課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)

○埼玉県への建設工事等入札参加資格審査事務労働者派遣業務に

関する入札公告 (入札審査課)

○川田谷北部土地改良区の役員就任届 (さいたま農林)

○芳沼用土地利用改良区の定款変更認可 (農村整備課)

○県道秩父児玉線の供用の開始 (秩父県土)

規則

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十一号

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県公舎管理規則(昭和五十年埼玉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(県の機関に勤務する国家公務員を含む。以下同じ。)」を削り、同条第二号ただし書中「病院事業の用に供する公舎及び」を削り、同条第三号を削る。

第三条中「次の各号に掲げる職員」を「知事」に改め、同条各号を削る。

第四条中「前条第一号及び第二号に掲げる職員」を「知事」に改め、「所属長を経て(前条第三号に掲げる職員にあつては、直接)」を削る。

第五条第二項中「所属長を経て(第三条第三号に掲げる職員にあつては、直接)」を削る。

第七条ただし書中「及び議会議長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(HP:www.satamaken-ngo.net))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩ノ里

代表者の氏名

坂本 洋

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市南四丁目八番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者及び子ども、身体に障害を持った人々に対して、介護並びに福祉に関する事業を行い、すべての人が健やかで快適な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

平成二十年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

埼玉県告示第十四百七十一号

次のとおり一般競争入札にする。

平成二十年十一月四日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
建設工事等入札参加資格審査事務労働者派遣業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書、契約書(案)及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年12月1日(月)から平成21年1月30日(金)まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所
- (5) 入札方法
入札金額は、時間当たりの単価に履行期間中の予定派遣時間数を乗じた額とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19・20年度物品等競争入札参加資格者名簿に記載された者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、

会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は特定労働者派遣事業の届出書を受理されている者であること。

(7) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 伊藤 仁、妹尾 敦 電話048-830-5174(直通)
- (2) 入札説明書、契約書(案)及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所
埼玉県会館5階 5B会議室

イ 日時
平成20年11月10日(月)午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所
埼玉県会館5階 5B会議室

イ 日時
平成20年11月18日(火)午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札審査課入札参加資格審査担当

イ 受領期限

平成20年11月17日(月)午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の100分の105に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年11月10日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札

を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第十四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、川田谷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住 所
一 就 任		
理事	坂巻義範	桶川市大字川田谷二五〇八
同	三村政男	同 同 二五四六一
同	松沢良二	同 同 四九四六一三
同	高柳光男	同 同 三三七一一
同	小澤嘉孝	同 同 四〇八九
同	新井光夫	同 同 四〇九九
同	小島達男	同 同 三四七一
同	三村彦三郎	同 同 三四五八
同	天沼行雄	同 同 四三三九〇
同	岩田好則	同 同 四六三一一
同	小高稔	同 同 四〇五三
同	矢部昭治	同 同 四五九三—四
同	松沢文雄	同 同 四六九二
同	齊藤和美	同 同 四九九三
同	大沢角治	同 同 四九八四—一
同	市川幸三	同 同 四九二三
同	堀口昭治	同 同 七二二八
同	松沢良一	同 同 二五三三—一

理事	水村光雄	桶川市大字川田谷七四三四―一
同	小峯完治	同 同 五五〇一
同	小峯光博	同 同 五四八七―一
同	島村信男	同 同 三八七七
同	内田信勇	同 同 四八四九―一
同	青木譽豊	同 同 上日出谷三〇三
二退任		
職名	氏名	住所
理事	坂巻義範	桶川市大字川田谷二五〇八
同	三村政男	同 同 二五四六―一
同	小峯光博	同 同 五四八七―一
同	高柳光男	同 同 三三七一―一
同	小澤嘉孝	同 同 四〇八九
同	新井光夫	同 同 四〇九九
同	小島達男	同 同 三四七一
同	三村彦三郎	同 同 三四五八
同	天沼行雄	同 同 四三九〇
同	岩田好則	同 同 四六三一―一
同	矢部昭治	同 同 四五九三―四
同	松沢文雄	同 同 四六九二

理事	齊藤和美	桶川市大字川田谷四九九三
同	大沢角治	同 同 四九八四―一
同	市川幸三	同 同 四九二三
同	堀口昭治	同 同 七二二八
同	松沢良一	同 同 二五三三―一
同	水村光雄	同 同 七四三四―一
同	小峯完治	同 同 五五〇一
同	天沼栄一	同 同 四四七四
同	島村信男	同 同 三八七七
同	内田信勇	同 同 四八四九―一
同	青木譽豊	同 同 上日出谷三〇三

埼玉県告示第千四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年十月二十八日認可した。

平成二十年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年十一月四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

路線名	秩父県秩父市小柱字釜の上四六〇番地先から同市小柱字八坂二五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の区間	秩父市小柱字釜の上四六〇番地先から同市小柱字八坂二五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十年十一月五日 (午前十一時)
備考	平成二十年七月二十九日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第千四百号で告示した道路予定区域の新Aと新Cの一部供用開始である。延長八一・四〇メートル

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二二一 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二二一
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 （代表） 四八―八六二―二九〇―二